

K & N I P NEWS

*** 今回の内容 ***

米国特許料金引き上げについて

米国特許商標庁は、消費者物価指数の変動を反映して、特定の特許料金を調整する最終規則を発行しました。この最終規則による料金引き上げは2012年10月5日より実施されます。今回変更される料金は、全般的に、約1.7%の引き上げとなります。

全般的には、特許出願手数料は10ドル～20ドルの引き上げ、発行手数料は20ドル～30ドルの引き上げ、維持年金は20ドル（第一次）～80ドル（第三次）の引き上げとなります。

今回の物価上昇に基づく料金引き上げは、米国特許商標庁が米国発明法に基づき与えられた料金設定権限を利用して行う料金改定（2013年初めに実施予定）とは別のものになります。

従って、当面は10月5日付で実施される約1.7%の料金引き上げに対して対策を取る必要があり、さらには2013年初めに実施予定の著しい料金引き上げを見越した対策も予め取って行くことが望ましいと言えるでしょう。

詳細（10/5付新規料金表等）は、米国特許商標庁のHPをご覧ください。

<http://www.uspto.gov/web/offices/ac/qs/ope/fee100512.htm>

文責：外国 G 三谷
監修：弁理士 中根 美枝

2012年9月18日

笠井中根国際特許事務所